

行政文書一部公開決定通知書

4 観名保第 19 号  
令和 4 年 4 月 27 日

名古屋市民オンブズマン  
代表 新海 聡 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



平成30年 7月18日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第 1項の規定により、次のとおりその一部を公開することと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	■平成30年6月13日に名古屋城の件で文化庁を訪問した際の復命書、支出命令書 (1) 復命書 (2) 支出命令書		
行政文書の公開の日時及び場所	日 時	令和 4 年 4 月 27 日	午前 時 午後 時
	場 所	市民情報センター (市役所西庁舎 1 階)	
行政文書の公開の方法	1 閲覧	② 写しの交付	3 視聴
行政文書の一部を公開しない理由	別紙		
備 考	<決定を行った所管課・公所> 観光文化交流局名古屋城総合事務所保存整備室 TEL 052-231-2488		

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日 (審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日) の翌日から起算して 6箇月以内に、名古屋市を被告として (市長が被告の代表者となります。) 処分の取消しの訴え (取消訴訟) を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分又は裁決の日から 1年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

注 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。

## 別紙

番号	非公開情報	行政文書の一部を公開しない理由
1	文化庁との打合せ内容 文書(1)④～⑦	<p>名古屋市情報公開条例第7条第1項第4号該当</p> <p>左記非公開情報は、名古屋城天守閣木造復元事業に関し、文化庁職員と本市職員の間で交わされた今後の事業の進め方や有識者等への言及、文化庁職員の個人的な見解等、文化庁職員と本市職員の中間的な議論・検討、未成熟な意見に係る情報が記載されている。また、文化庁と名古屋市との打合せは、非公開で行われ、非公開であることを前提とした率直な意見交換が実施されている。</p> <p>当該情報について公開されることが前提となると、当該議論・検討の意見交換に加わる者が、いわれなき非難を避けようとしたり、各々の立場等に拘束されたりすることで、多様かつ自由な意見が現れなくなり、円滑な議論・検討が損なわれるおそれがある。</p> <p>したがって、当該情報は、市及び国の相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、市及び国の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため、非公開とする。</p>
2	文化庁との打合せ内容 文書(1)④～⑦	<p>名古屋市情報公開条例第7条第1項第4号該当</p> <p>左記非公開情報は、名古屋城天守閣木造復元事業に関し、文化庁職員と本市職員の間で交わされた今後の事業の進め方や有識者等への言及、文化庁職員の個人的な見解等、文化庁職員と本市職員の中間的な議論・検討、未成熟な意見に係る情報が記載されている。また、文化庁と名古屋市との打合せは、非公開で行われ、非公開であることを前提とした率直な意見交換が実施されている。</p> <p>名古屋市による意思決定においては、文化庁との率直な意見の交換が必要であるところ、当該情報が公開された場合、外部からの干渉、圧力等を受けることにより、適切な意思決定ができなくなるおそれがある。</p> <p>したがって、当該情報は、市及び国の相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため、非公開とする。</p>
3	文化庁との打合せ内容 文書(1)④～⑦	<p>名古屋市情報公開条例第7条第1項第5号該当</p> <p>左記非公開情報は、名古屋城天守閣木造復元事業に関し、文化庁職員と本市職員の間で交わされた今後の事業の進め方や有識者等への言及、文化庁職員の個人的な見解等、文化庁職員と本市職員の中間的な議論・検討、未成熟な意見に係る情報が記載されている。また、文化庁と名古屋市との打合せは、非公開で行われ、非公開であることを前提とした率直な意見交換が実施されている。</p>

		<p>当該情報が公開されると、市民等から名古屋市や文化庁等に問合せ・苦情等が寄せられ、その対応や、対応をめぐっての調整等に追われるとともに、非公開であることを前提とした場での率直な意見交換の内容を公開することで名古屋市と文化庁等との間の信頼関係が損なわれ、事業の円滑な進行・調整が阻害される結果、本件事業の実現そのものに支障が生じるおそれがある。</p> <p>したがって、当該情報は、市が行う事業に関する情報であって、公にすることにより、事業の性質上、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、非公開とする。</p>
4	職員の号給文書(2)	<p>名古屋市情報公開条例第7条第1項第1号該当</p> <p>左記非公開情報は、名古屋市職員の給与決定に関する情報(号給)が記載されている。</p> <p>当該情報が公開されると、当該職員の給与を推知することが可能となり、個人のプライバシー権が侵害されることになる。</p> <p>したがって、当該情報は、個人の所得に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもののうち通常他人に知られたくないと認められる情報であるため、非公開とする。</p>

局長	所長	保存整備室長	整備室(係員補職略)
			(内田係長)(荒井主幹)(額瀬主査)(若野)(遠藤)(森)(早川)(西村)(蜂矢主幹)(矢形主査)
	総務課長	ナゴヤ魅力向上担当部 服部主幹	
			

平成 30 年 6 月 13 日

復 命 書

名古屋市長 河村たかし 様

名古屋城総合事務所

所長

西野 輝一



下記のとおり出張しましたので、報告いたします。

記

- 1 日 時 平成 30 年 6 月 13 日 (水)
- 2 用 務 名古屋城天守閣整備事業に係る打合せ
- 3 出張先 文化庁  
東京都千代田区霞が関 3-2-2
- 4 内 容 別紙のとおり

(1)

平成30年6月13日 文化庁訪問

出席者

(文化庁) 文化財部長 山崎 秀保  
記念物課長 大西 啓介  
美術学芸課長 圓入 由美  
(名古屋市) 市長 特別秘書 東京事務所長 名古屋城総合事務所長

【市長発言】

- マスコミや議員から文化庁と市との関係がうまくいっていないと聞いている。何が悪いからお聞きしたい。
- 西川流の家元より、これだけ資料が豊富な復元は世界に例がない。世界にアピールすることが必要だと言われている。そのために何かいい方法があればお聞きしたい。
- バリアフリーについては、歴史的建造物の復元ということをおわかっていない人が多い。  
新技術での対応としては、歩行支援機が有力。ロボットで上がる方法もある。階段の実物模型を作って検証する。階段を上る技術は普通の家で活用できる。歩行支援機を使った「おもてなし合力隊」がいいと思う。  
車いすごと階段を上る技術もある。この技術は地下街での災害時にも活用できる。  
まだ4年ある。国際コンペも行い克服する。今年度2000万円の予算がある。12社に100万円ずつ。その他は国際コンペに使う。  
外からはしご車の技術を活用する方法もある。車いすで脱出できる500kgまで対応できるはしご車がある。少なくとも1階までは保証する。スロープで地下まではいける。1Fまでならばリフトで上がるのも良い。
- 2020年12月までには成し遂げなければならない。本当は2020年にしたかったが、議会との関係でできなかった。

(文化庁発言)

④ ○

⑤ ○

○以下の3点をしっかりとやって欲しい。

- ・石垣の調査を着実に進め、結果を出す。
- ・天守閣を解体する工法等、やり方が史跡を傷めないようにする。
- ・木造天守を建てる際にも、史跡を傷めないようにする。

⑥○

[Redacted]

⑦○

[Redacted]

[Redacted] 地元の学術委員会が了解したもので、文化庁へ提出してください。

(2)

# 支出命令書

歳出

平成30年度	支出命令番号 0022701 内訳番号 01	
主管 081101 観光文化交流局 名古屋城総合事務所	(080001)	
予算種別 1 現年予算 科目コード 5016-012-090101 会計 07 名古屋城天守閣特別会計 款 01 名古屋城天守閣事業費 項 01 事業費 目 01 事業費 大事業 06 事業費 中事業 01 事業費 小事業 04 事務費等 節 09 旅費 細節 01 旅費 その他 細々節 01 旅費 その他	支出命令年月日 平成30年 6月21日	支出負担行為年月日 当初 平成30年 6月12日 変更 平成 年 月 日
支出命令額	¥ 24,580*	
前渡金受領者 508110101	整理番号	
職氏名 前渡金受領者 観光文化交流局 名古屋城総合事務所管理活用課長 山本道子		
件名 06/13 (文化庁) 名古屋城天守閣整備事業にかかる打合せ 東京都千代田区 @24,580×1名		
支払先口座 口座種別 口座番号 口座名義人		
支出区分 6 確定前渡払 支出予定番号	支払方法 1 口座振替 支払期限 (期日) 平成30年 7月11日*	
確認印	上記の金額を領収しました。 平成 年 月 日	
	職 氏名 名古屋市 (区) 会計管理者様	

執行機関	支出命令 総務課長	命令主管 総務課	事業主管 所長	課長	管理課長	室長	係長	主任
								
出納機関	会計管理者	会計室 (区総務課)		支払年月日				
				30. 7. 11				

備考1 科目が複数の場合は、内訳書を添付すること。  
 2 集合決裁書 (第44号様式) を添付した場合には、支出命令・命令  
 主管・会計管理者・会計室 (区総務課) 欄の押印を要しない。



## 旅費計算書A (資金交付用)

職氏名 名古屋市観光文化交流局ナゴヤ魅力向上担当部 所長 西野 輝一						区分 確定						
行政職給料表						級		号給 (行政職給料表)		級相当		
月	日	曜	発着地及び経過地				鉄道賃(A)	船車賃(B)	航空賃(C)			
6	13	水	名古屋		→	東京都区内		21,780 円	円	円		
6	13	水	東京都区内		→	名古屋						
					→							
					→							
					→							
日当(D) 2,800 × 1 日 = 2,800						宿泊料(E)		×	泊 =	円		
								×	泊 =			
								×	泊 =			
								×	泊 =			
旅行命令 (依頼) 平成 30 年 6 月 12 日				旅行期間 0 泊 1 日				合計(A+B+C+D+E)円 24,580				
用務及び 用務先		名古屋城天守閣整備事業にかかる打合せ 東京都千代田区 (文化庁)										
概算払額(F) 円				精算額(G) 円				過不足額(G-F) 円				
支払額 (返納額) 円 24,580				特記事項 新幹線利用 (閑散期)								

## (記入上の注意)

- 1 用務先には、用務地まで明記する。
- 2 精算戻入するときは、金額頭部に△を付して支払額欄に記載する。
- 3 旅行依頼の場合にあっては、職名に代えて旅行者の住所を記載する。

※ 本書は、支出命令書又は戻入通知書に添付して下さい。